

渋川学区まちづくり協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、渋川学区まちづくり協議会の運営および業務の執行について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 規約第6条第1項第3号にいう部会として、次の部会を置く。

- (1) 地域安全コミュニティ部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 子ども育成部会
- (4) 教育文化スポーツ部会

2 前項に定める部会のほか、必要に応じて委員会を設置する。なお、当該委員会の設置は、総会の承認を得るものとする。また、必要に応じて委員会の会則等を制定することができる。

(部会の運営)

第3条 部会長は、担当事業の企画立案において、他の部会員等の協力が必要な場合は、当該部会長の承認を得て、その者を招集することができる。

2 規約第13条の規定に関わらず、各部会の部会長は、所管する事業の円滑な実施を図る必要があると認められる場合は、会長の推薦を受け、理事会の承認を得たものを、協力員として参画させることができる。

(評議員の選出)

第4条 規約第10条第1項にいう各町内会からの選出については、5名のうち1名は町内会長を選出する。

なお、町内会長が部会の部会員として兼務する場合は評議員4名とする。

(理事の選出)

第5条 規約第15条第1項にいう各町内会からの選出については、町内会長を選出する。また、各部会からの選出については、**部会長**を選出する。

部会長の代理として副部会長は、理事会に出席し議決に加わることができる。

(細則の改正)

第6条 この細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる。

付則

この細則は、平成24年12月2日から施行する。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成25年6月1日から施行する。

(部会長が選出されていない場合の特例)

第2条 第3条第2項の規定に関わらず、部会長が選出されていない場合にあっては、会長が直接推薦し、理事会の承認を得た者を、協力員として参画させることができる。

付則

この細則は、平成26年4月8日から施行する。

付則

この細則は、平成28年2月2日から施行する。

付則

この細則は、平成30年5月20日から施行する。

付則

この細則は、令和2年5月24日から施行する。

付則

この細則は、令和8年5月24日から施行する。